

令和5年度 設計積算標準（委託編）〔農地〕新旧対照表

令和5年度 設計積算標準(委託編) 新 (R6. 7. 1～)

令和5年度 設計積算標準(委託編) 旧 (～R6. 6. 30)

縮尺による変化率

用地実測図、用地平面図		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

備考：用地実測図作成、用地平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(3) 公共用地境界確定協議変化率

変化率適用表

工 程	業 別	地 域	縮 尺
公共用地管理者との打合せ	内・外	×	×
現況実測平面図作成	内・外	○	○
横断面図作成	内・外	○	×
依頼書作成	内	×	×
協議書作成	内・外	×	×

地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する（変化率 0）

縮尺による変化率

現況実測平面図作成		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.2

備考：現況実測平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(4) 打合せ協議

打合せ協議の標準配置人員及び打合せにかかる日数は次表を標準とする。

(1業務当たり)

打 合 せ 協 議	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
着 手 時 前	0.5	0.5	
中 間 打 合 せ	0.5		0.5
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	

(注) 1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

2 打合せ回数は、着手前、中間（1回）及び最終の3回を標準とする。

縮尺による変化率

用地実測図、用地平面図		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

備考：用地実測図作成、用地平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(3) 公共用地境界確定協議変化率

変化率適用表

工 程	業 別	地 域	縮 尺
公共用地管理者との打合せ	内・外	×	×
現況実測平面図作成	内・外	○	○
横断面図作成	内・外	○	×
依頼書作成	内	×	×
協議書作成	内・外	×	×

地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する（変化率 0）

縮尺による変化率

現況実測平面図作成		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.2

備考：現況実測平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(4) 打合せ協議

打合せ協議の標準配置人員及び打合せにかかる日数は次表を標準とする。

(1業務当たり)

打 合 せ 協 議	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補
着 手 時 前	0.5	0.5	
中 間 打 合 せ		0.5	0.5
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5	

打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

令和5年度 設計積算標準（委託編）〔農地〕新旧対照表

令和5年度 設計積算標準(委託編) 新 (R6. 7. 1～)	令和5年度 設計積算標準 (委託編) 旧 (～R6. 6. 30)																																																																																																								
<p>3 本標準配置人員は、現場条件及び作業内容等により必要に応じて適宜増減することができる。</p> <p>4 打合せ日数、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により決定する。</p> <p>5 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は追加計上する。</p> <p>(5) 用地測量業務歩掛                      用地測量業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。</p> <p>2. 用地調査業務                      (1) 打合せ協議                      用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、下表により行うものとする。                      (1業務当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>打合せ協議</th> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手時前</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td rowspan="3">中間打合せ 1回当り</td> </tr> <tr> <td>中間打合せ</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>成果物納入時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>② 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>土地利用履歴等調査</td> <td>1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）</td> </tr> <tr> <td>建物等の調査</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>営業その他の調査</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>消費税等調査</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>予備調査</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>移転工法案の検討等</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>再算定業務</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>土地評価</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>補償説明</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>地盤変動影響調査等</td> <td>1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）</td> </tr> <tr> <td>費用負担の説明</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>騒音等調査</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）</td> <td>3回（申請図書の作成）1回</td> </tr> <tr> <td>（決裁申請図書の作成）</td> <td>1回（明渡裁決申立図書の作成）1回</td> </tr> <tr> <td>保安林解除等申請図書の作成</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>完了図書の作成</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>内水面漁業権等の調査</td> <td>2回</td> </tr> </table> <p>③ 複数の用地調査の区分（例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など）の業務を同時に発注するときは、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。</p> <p>④ 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、職員と、管理技術者を含む業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。</p>	打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考	着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当り	中間打合せ	0.5	0.5	0.5	成果物納入時	0.5	0.5	0.5	土地利用履歴等調査	1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）	建物等の調査	2回	営業その他の調査	2回	消費税等調査	計上しない	予備調査	1回	移転工法案の検討等	2回	再算定業務	計上しない	土地評価	3回	補償説明	1回	地盤変動影響調査等	1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）	費用負担の説明	2回	騒音等調査	計上しない	事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）	3回（申請図書の作成）1回	（決裁申請図書の作成）	1回（明渡裁決申立図書の作成）1回	保安林解除等申請図書の作成	2回	完了図書の作成	2回	内水面漁業権等の調査	2回	<p>(5) 用地測量業務歩掛                      用地測量業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。</p> <p>2. 用地調査業務                      (1) 打合せ協議                      用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、下表により行うものとする。                      (1業務当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>打合せ協議</th> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手時前</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td rowspan="3">中間打合せ 1回当り</td> </tr> <tr> <td>中間打合せ</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>成果物納入時</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>② 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>土地利用履歴等調査</td> <td>1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）</td> </tr> <tr> <td>建物等の調査</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>営業その他の調査</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>消費税等調査</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>予備調査</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>移転工法案の検討等</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>再算定業務</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>土地評価</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>補償説明</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>地盤変動影響調査等</td> <td>1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）</td> </tr> <tr> <td>費用負担の説明</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>騒音等調査</td> <td>計上しない</td> </tr> <tr> <td>事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）</td> <td>3回（申請図書の作成）1回</td> </tr> <tr> <td>（決裁申請図書の作成）</td> <td>1回（明渡裁決申立図書の作成）1回</td> </tr> <tr> <td>保安林解除等申請図書の作成</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>完了図書の作成</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>内水面漁業権等の調査</td> <td>2回</td> </tr> </table> <p>③ 複数の用地調査の区分（例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など）の業務を同時に発注するときは、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。</p> <p>④ 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、監督職員と、管理技術者を含む業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。</p> <p>(2) 現地踏査                      現地踏査は、用地調査等業務の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。                      この場合に複数の用地調査の区分（例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」）を同一の業務として発注するときは、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。</p>	打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考	着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当り	中間打合せ	0.5	0.5	0.5	成果物納入時	0.5	0.5	0.5	土地利用履歴等調査	1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）	建物等の調査	2回	営業その他の調査	2回	消費税等調査	計上しない	予備調査	1回	移転工法案の検討等	2回	再算定業務	計上しない	土地評価	3回	補償説明	3回	地盤変動影響調査等	1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）	費用負担の説明	2回	騒音等調査	計上しない	事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）	3回（申請図書の作成）1回	（決裁申請図書の作成）	1回（明渡裁決申立図書の作成）1回	保安林解除等申請図書の作成	2回	完了図書の作成	2回	内水面漁業権等の調査	2回
打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考																																																																																																					
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当り																																																																																																					
中間打合せ	0.5	0.5	0.5																																																																																																						
成果物納入時	0.5	0.5	0.5																																																																																																						
土地利用履歴等調査	1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）																																																																																																								
建物等の調査	2回																																																																																																								
営業その他の調査	2回																																																																																																								
消費税等調査	計上しない																																																																																																								
予備調査	1回																																																																																																								
移転工法案の検討等	2回																																																																																																								
再算定業務	計上しない																																																																																																								
土地評価	3回																																																																																																								
補償説明	1回																																																																																																								
地盤変動影響調査等	1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）																																																																																																								
費用負担の説明	2回																																																																																																								
騒音等調査	計上しない																																																																																																								
事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）	3回（申請図書の作成）1回																																																																																																								
（決裁申請図書の作成）	1回（明渡裁決申立図書の作成）1回																																																																																																								
保安林解除等申請図書の作成	2回																																																																																																								
完了図書の作成	2回																																																																																																								
内水面漁業権等の調査	2回																																																																																																								
打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考																																																																																																					
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当り																																																																																																					
中間打合せ	0.5	0.5	0.5																																																																																																						
成果物納入時	0.5	0.5	0.5																																																																																																						
土地利用履歴等調査	1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）																																																																																																								
建物等の調査	2回																																																																																																								
営業その他の調査	2回																																																																																																								
消費税等調査	計上しない																																																																																																								
予備調査	1回																																																																																																								
移転工法案の検討等	2回																																																																																																								
再算定業務	計上しない																																																																																																								
土地評価	3回																																																																																																								
補償説明	3回																																																																																																								
地盤変動影響調査等	1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）																																																																																																								
費用負担の説明	2回																																																																																																								
騒音等調査	計上しない																																																																																																								
事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）	3回（申請図書の作成）1回																																																																																																								
（決裁申請図書の作成）	1回（明渡裁決申立図書の作成）1回																																																																																																								
保安林解除等申請図書の作成	2回																																																																																																								
完了図書の作成	2回																																																																																																								
内水面漁業権等の調査	2回																																																																																																								